

## 個別意見の概要と県の考え方

### 1 「山口県動物愛護管理推進計画（素案）」について

項目	意見・提言の概要	意見・提言に対する県の考え方
現状と課題	山口県の犬の登録頭数（約9万1千頭）に比べ、「世論調査」による犬の飼育頭数が3万頭も多い計算になる。飼養実態を把握することが重要なのではないか。	未登録の犬が飼育されていると考えられますので、事務を所管する市町と連携し、登録の徹底を図ってまいります。
	動物の遺棄・処分の減少を図る為にはこの重点課題はとて も良いと思う。不妊・去勢と適正飼養の普及・啓発に力を入れて欲しい。	課題の解決に向けて、市町、関係団体等と連携し、普及・啓発に努めてまいります。
	重点課題としている適正飼養の推進は、動物愛護のためには、最も必要で、特にこの中の、不妊・去勢手術の普及啓発は、最も大切である。	
	行政、関係団体等の動物愛護管理の取組の各主体の取組図に、動物取扱事業者を加えるべき。	御意見を踏まえ、各主体の取組図を修正しました。
数値目標	犬・ねこそれぞれ、殺処分率、譲渡率の目標を追加すべき。	御意見を踏まえ、数値目標に殺処分率の目標を追加するとともに、付属資料の動物愛護センターの事業実績に、殺処分数を追加しました。 なお、今後、里親さがしに関する情報等を広く提供することにより、引取りする動物の減少を図ることとしており、その他の目標及び目標値については、原案どおりとしました。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 殺処分数の目標は、複数の獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる動物以外は『ゼロ』とすべき。</li> <li>・ 収容動物の譲渡や返還の目標を追加し、その目標値は100%とすべき。</li> <li>・ 付属資料のセンター事業業績に、殺処分数と返還数も示すべき。</li> <li>・ 犬・ねこの不妊または去勢手術の実施率の目標を、100%以上とする。</li> <li>・ 犬・ねこの引取り数の目標を200頭以下にすべき。</li> <li>・ ペット動物飼育により迷惑を感じたことがある人を減らす目標を30%以下にすべき。</li> </ul>	
適正飼養の推進	散歩中の犬の糞を処理しない飼主がいる。飼い主のモラルの向上が大切である。	散歩中の糞の処理については、ふん害防止に関する条例を制定している市町と連携し、効果的な啓発・指導により、飼主のモラルの向上を図ってまいります。
	散歩中の糞の放置の問題は、単なる啓発ではなく、具体的な事例をふくめて説明すると、理解が得られやすい。	
	飼主の責任と自覚を促すため、犬のしつけ方教室や動物の飼い方教室などの講座があればよい。	動物愛護センターでは、(社)山口県動物保護管理協会と連携し、犬のしつけ方教室や飼い方相談などを通じて、適正飼養の普及・啓発を行っています。 いただいた御提言を参考に、関係機関と連携し、効果的な啓発・指導を実施してまいります。
	県内のドッグランは、気軽に利用できないので、ドッグランを中心とした施設で、動物を飼養について相談できる場所が欲しい。	
	一部にマナーの悪い飼主がいるので、飼主のモラルに関する啓発に力を入れてはどうか。	

	<p>狂犬病の注射の際に、避妊しているどうかをボランティアなどが確認し、啓発してはどうか。</p> <p>ねこの室内飼いは、習性と照らしあわせて決して「可哀想ではない」ことを普及して欲しい。</p> <p>「飼う前に立ち止まって考えること」や「飼わない勇気」も必要あることを、啓発して欲しい。</p> <p>犬ねこの超多頭飼養者が増加しているようなので、実態について現状の把握と改善に努めて欲しい。</p>	
	<p>飼主を規制する法律（条例）を、行政が主体的に整備していく方向性を打ち出すべき。 民間やボランティア任せにせず、罰則の強化を盛り込んだ新しい法整備の必要がある。</p> <p>動物取扱業者は登録制になったが、動物を飼う側も運転免許のような許可、免許制にし、何年かに1回の講習付きの更新制度や、課税も検討して欲しい。</p> <p>獣医師と行政とが密に協力し合い、未登録・狂犬病予防注射未接種・鑑札名札のない犬ねこの飼主に獣医師から指導をしてもらえると徹底されると思う。</p>	<p>「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）」、「狂犬病予防法」、「山口県飼犬等取締条例（以下「飼犬条例」という。）」に基づき、関係機関が連携して動物の飼育者の指導を行っており、引き続き、法令の遵守の徹底を図ってまいります。</p>
	<p>平日はもとより夜間休日など迷子行方不明犬ねこの情報を集約する連絡先が欲しい。</p>	<p>迷子犬ねこについては、遺失物法を所管する警察と健康福祉センター（以下「保健所」という。）が情報の共有を図っています。</p>
	<p>死んだ犬は、法的には一般のゴミと同じ扱いをされているため、かわいそうである。</p>	<p>市町によっては、動物の死体は、専用の炉で焼却しています。</p>
動物の引取数削減	<p>里親情報はインターネットだけでなく、新聞等を利用してもっと広く提供して欲しい。</p> <p>飼主から犬ねこを引取りする場合、飼主に里親探しの情報などを提供し、再度考え直す機会を与えてはどうか。</p> <p>現在保健所に持ち込まれた犬ねこは、飼主以外には出す事は出来ないが、譲渡可能と思われる犬ねこは飼主でなくても、欲しい人や愛護団体などに渡すということはいかないか。 また、保健所で譲渡可能な犬ねこを、譲渡会などで新たな飼主を探すことはできないか。</p> <p>里親探しを支援するため、次の取組を提案する。 県動物愛護センターを情報の基地にする。 インターネット以外に、地域情報紙を利用する。 子ねこ以外の成ねこも譲渡の対象にする。</p>	<p>県では、犬は、保健所及び市町を窓口、ねこは市町を窓口にして、やむを得ない事情により飼えなくなった犬・ねこの引取を行っています。 現在、動物愛護センターで、犬・ねこの里親に関する情報を提供していますが、今後は、インターネットを活用し、広く情報提供することにより、犬・ねこの引取り数の削減を図ることとしています。 いただいた御提言を参考に、情報提供方法等を検討し、犬・ねこの引取り数の削減に努めてまいります。</p>
	<p>収容された犬・ねこの返還率を向上させるため、できるだ</p>	

<p>け抑留・保管期間を延長することを追加すべき。</p>	
<p>犬・ねこの飼主を捜すよう、もっと力を入れて欲しい。</p>	
<p>犬を保護した場合は、地方紙、新聞の折り込みチラシ、広範囲の広告等で飼主探しを行って欲しい。</p>	
<p>ボランティアで、犬ねこの一時預かりの場所をたくさんもつて、処分しないようにして欲しい。</p>	
<p>愛護センター等の行政の引取り時には、すべて有料にし、動物取扱業者からの引取りを行う場合、一般市民の引取りの金額よりも多額に設定する。</p>	
<p>全般で使用されている「犬ねこ引取り」を「飼育放棄」や「飼主持ち込みによる犬ねこの引取り」等と加筆を検討して欲しい。</p>	<p>動愛法では、「犬ねこの引取り」と表現されていることから、原案どおりとします。</p>
<p>飼主には、きちんと去勢・避妊をしてもらい、それが確認できるシステムをつくるべき。また、手術には、メリットの方が多くいることを知ってもらうべき。</p>	<p>希望しない繁殖を防止するための不妊・去勢措置は、飼主の責務と考えています。</p>
<p>ペットを飼う人に対して、避妊・去勢・予防接種を義務化するとともに税金を徴収し、法律に基づき、避妊・去勢・予防接種を受けさせることとしてはどうか。</p>	<p>全国的に見て、一部の市町において、不妊・去勢措置に対する助成制度を設けていますが、都道府県で実施しているところはありません。</p>
<p>命の大切さは人も動物も同じという事は良く知られていても、動物も人の様に老いていく事に気付かない飼主がたくさんいる。 動物の老後（真の意味での動物の終生飼養）は飼主の認識の深さが重要で、その介護を支援してくれる窓口も必要である。 治療費の軽減、マイクロチップや去勢、避妊などの手術、予防接種等への助成、援助を行って欲しい。</p>	<p>いただいた御提言を参考に、市町、(社)山口県獣医師会等関係団体と連携し、犬・ねこの不妊・去勢措置の重要性について飼主の理解を深めるよう努めてまいります。</p>
<p>野良ねこによる迷惑をなくすために、県民は命ある動物を捨てることは犯罪であることを理解し、捨てねこに係わる人は、そのねこに必ず、不妊・去勢手術を施すとの決意と責任で望む必要がある。</p>	
<p>市町は、捨てねこへの餌やりをしている人に協力を求め、そのねこの手術費を助成すれば、大きな効果があると思う。</p>	
<p>不妊・去勢実施率の向上には、獣医師会全体としての協力が不可欠である。</p>	
<p>下関市や美祢市で行われている、避妊手術助成金制度を、他の市でもとりいれて欲しい。</p>	
<p>避妊や去勢の助成は、市単位ではなく、県では不可能か。</p>	
<p>避妊去勢を推奨するのであれば、助成を検討して欲しい。飼主は公が避妊去勢を勧めていると認識し、また費用一部負担をしてくれるなら、避妊去勢を実施する人が増えるの</p>	

	<p>ではないでしょうか。</p> <p>市町の避妊・助成の取り組みを「紹介して推奨する」だけでなく、是非県として助成金制度を視野に入れて取り組んだら、目標数値の3000匹以下に早い段階で確実になると思う。</p> <p>処分にも多額の経費がかかることを想像出来ない方も多く、助成の財源の一部には昨年から実施されている引取り手数料を充てれば、殺処分するお金を「命を救済為に転用する」ことで大義名分も立つと思う。</p> <p>避妊・去勢手術を勧めない獣医師がいるので、県内すべての獣医師にも協力してもらいたい。</p> <p>一部に避妊・去勢を勧めない獣医師がいる。また、単に避妊・去勢をと言うより、より具体的に犬ねこは年複数回出産が可能なことや、病予防としての不妊手術について説明すると納得が得られる。</p> <p>県やわんわん銀行での譲渡も、ねこの完全室内飼いや不妊去勢を徹底しなければ、逆に不適正な飼養者を増やすことになりかねない。</p> <p>譲渡犬ねこを受け入れる際に、悪質リピーター防止の厳しいチェックと母犬母ねこの避妊指導と「確認」を徹底して欲しい。</p> <p>不妊・去勢措置推進するため、次の取組を提案する。 不妊・去勢手術を、県動物愛護センターで安価に行う。 獣医師会としての協力体制ができるまでは、個別に協力可能な獣医師・病院をつのる。 市町が手術代の助成をする。</p>	
	<p>自分の年齢を考えて好きな動物との生活を諦めている人もいますが、アニマルセラピーの効果はお互いが健康的な社会生活を営む上で生きる活力になり、先で医療費軽減に繋がる。</p> <p>再飼養支援の一環として、こうした中高齢者が、万が一の時にも安心して飼養出来るシステム作り、近隣で見守れるまちづくりを山口県で率先して行って頂きたい。</p>	<p>御提言いただいたアニマルセラピーについては、人の健康によい効果をもたらすという報告があり、高齢者や障害者の福祉施設等において期待されていますが、アレルギーや動物由来感染症対策も含め、検討してまいります。</p>
<p>動物による危害の防止</p>	<p>動物の遺棄・処分は、最後まで飼えるかどうか考えないで安易に飼う人と、法律やマナーを守らないで動物を悪者にする飼主が問題である。</p> <p>不適切な飼育や飼養放棄、遺棄、虐待に関する対応マニュアルを作成し、該当者に継続的な指導や所有権剥奪などの取り締まりを行う。</p> <p>虐待事例には、専門の調査員と区市町村や動物愛護推進員等が、警察と連携して、通報に基づき調査・捜査や摘発を行えるようにし、法違反が発見された場合は、必要に応じて、動物の保護し、所有権を剥奪できるようにする。</p> <p>動物愛護専門の調査機関を創設し、調査員を育成する方向</p>	<p>県や下関市では、住民からの苦情や通報に基づき、捨て犬や放し飼いされた犬の捕獲を行っています。</p> <p>捕獲された犬は、一定期間保健所で飼養管理し、飼主に返還するとともに、一部については、希望者に譲渡しています。</p> <p>いただいた御提言を参考に、市町と連携し、動物の遺棄・虐待や迷惑行為がなくなるよう、飼主への啓発・指導を行ってまいります。</p>

	<p>で、国に法律の制定を、都道府県に条例の制定を求めることとする。</p> <p>専門の調査員は、できるだけ、特別司法警察職員とする方向で、国に立法措置を求めていくこととする。</p> <p>「動物の遺棄・虐待や迷惑行為を未然に防止するため、住民から通報があるような捨てねこの多い場所や虐待が心配される場所、放し飼いされている場所には、違法行為であることを注意喚起する掲示物を設置するなど、啓発の手法を工夫していきます。」を追加すべき。</p> <p>保健所に保護されている犬を、広報や回覧板（警察だより）で回したりする。</p> <p>害を与える場合を除き、遺棄された動物を、飼主以外が引き取れるようにしてほしい。</p> <p>保健所に保護された犬を飼いたいという人がいれば、その人に譲渡してほしい。その後きちんと飼われているか確認すべき。</p> <p>保護した犬ねこは地域のボランティア団体に連絡して引き取ってもらうなど助かる道を選んでほしい。</p> <p>野良犬や野良ねこは、保護して去勢・避妊手術をして離してあげればいい。</p> <p>殺処分の対象は、危害を加えてどうにもならない犬ねこだけにしてほしい。</p>	
<p>動物取扱業の適正化</p>	<p>犬を単なる商品としか見ていないペットショップを見かける。月齢が過ぎると安くなることもおかしい。何か月か母親の元で育った犬を販売してほしい。</p> <p>犬を飼おうとしている人への、店側からの教育、指導も必要ではないか。</p> <p>悪質なブリーダーやペットショップへの監視の強化をお願いする。</p> <p>動物取扱業者の取り締まりに、自治体にもっと権限を駆使していただきたい。</p> <p>動物取扱業者に対する法律の改正について、具体案を国に提案してはどうか。</p> <p>「動物の販売に際しては、生年月日とともにブリーダー等繁殖業者から出荷された日も表示するよう指導します。」を追加すべきである。</p> <p>ペットショップやブリーダーに対して、販売したり譲渡した動物についての監督責任を持たせ、もしその動物が保健所などに持ち込まれたり、愛護法に違反するような飼い方をした場合、販売店なども罰せられるようにしてほしい。</p> <p>動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取扱業の登</p>	<p>ペットショップや繁殖業などの動物取扱業は、平成18年6月から、動愛法に基づく登録制となっています。</p> <p>登録事務を行う保健所は、登録事業所に立入し、法令遵守の徹底を図るとともに、動物取扱事業所に必置される動物取扱責任者の研修会を開催し、資質の向上を図っています。</p> <p>いただいた御提言を参考に、無登録事業者を排除するとともに、不適正な事業者をなくし、ペット動物の販売や保管に関するトラブルを削減してまいります。</p>

	<p>録を必要とする。  繁殖を行う個体の登録も義務とし、繁殖年齢の範囲の制限し、出産回数の制限を行い、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待とみなし、動物取扱業の登録を剥奪し、刑罰を与える。  繁殖が出来なくなった動物は家庭動物として再登録させ、適切な飼養で終生飼育する事を毎年確認する。</p> <p>ペットショップにもっと頻繁に保健所が立ち入り、飼育方法や管理の厳しい指導をして欲しい。現在は需要に対して供給が多い過ぎると思う。きちんと飼育管理できるショップのみが、飼い主にきちんと飼い方を指導し、販売するべき。</p> <p>命ある動物を商売道具とする一部の心ない業者や悪質なブリーダーがいい加減で安易な交配をし親犬も数年で廃棄処分。バックヤードは衛生面悲惨な状態のところが多く、種犬たちの登録なども正確になされていない。このような事業者の資質の向上は研修やマニュアル配布で養われるとは思えない。</p> <p>見た目や流行で選ぶ飼育安易な飼主と悪質な業者排除に向けて、一層の監視と厳しい態度で臨んで頂きたい。監視と指導はいつ・どういう形でなされているのか。記載されている「定期的立ち入り調査」は抜き打ちで行い、上っ面でない常日頃の姿を正確に把握して欲しい。</p> <p>移動販売を禁止し、仕入先、店頭の販売状況、販売先を定期的に市町に届けてはどうか。</p> <p>成長した動物の扱いについて立入り検査し、殺処分している場合は、営業禁止し、適正数販売を目指すべき。</p> <p>ペットショップの数を規制してほしい。</p>	
<p>動物愛護教育の推進</p>	<p>命の大切さや親子の愛情についても学べるよう、小学校から大学までの間、動物愛護教育を行う。</p> <p>動物教育に触れている以上、もっと動物愛護（保護）と言うか、不遇な動物たちの現状に対する暖かい視点というものが滲み出てはこないものかなと思う。  アンケートの結果は、動物たちを厄介者とし、何とかすべきという結果にはなっているが、乳幼児期からの情操教育の充実ということにもっと社会が目を向け重視していく必要があるように思う。  動物たちとの接し方、まず動物たちとのコミュニケーションレベルから愛情生活を始めるべきである。  動物すら愛せない人に、人間は愛せないと思う。動物の方がより聞き分けがよく、純粹であるから。  動物を問題にするとき、「物」として扱ってはいないか？この視点は外せない、もっとも重要なキー・ワードと思う。</p> <p>学校での動物飼育による「命の尊厳」が形だけで終わらないように、先生が、動物の種類による適正飼養の指導をすべき。また、学校飼育動物に関しては、飼育の人員・経費・飼える動物の種類や育て方の指導・動物の触り方・生理・習性</p>	<p>学校教育の現場では、学習指導要領に基づき、動物の生理・生態について学習するとともに、動物を愛護する態度を育て、生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を大切にすることを学習しています。</p> <p>また、動物愛護センターでは、小学校・幼稚園等と連携し、動物への接し方や命の大切さを体験するふれあい教室を開催しています。</p> <p>今後、教職員を対象とした研修会や学生対象の研修会を開催するとともに、小学生向けの動物愛護資材の作成・配布などを予定しており、いただいた御提言を参考に、動物愛護教育の推進を図ってまいります。</p>

	<p>などを子供たちに伝え教えられるプロジェクトが必要と思う。</p> <p>「可愛い・可哀想」だけに終わることなく、生きることの大切さや困難・育てる事の喜びや大変さを子供たちに理解できるような指導が大切である。</p> <p>幼稚園、小学校で飼育される動物の種類から鶏・チャボ類は今後の飼育を除くべき。また、現状飼育されている鶏・チャボ類の飼育場所は、ウサギ等の小動物と離れた場所で飼育すること。</p> <p>飼育動物数は各クラスに1以上にならないようにし、屋外ではなく教室内で管理でき、休日は担当の生徒か教師が自宅で飼育できる程度の動物しか飼育しないようにすること。</p> <p>誤った接し方で不幸な事故を防ぐためには、お子さん達はもとより親御さんに犬ねこの習性を意外なほどご存じない方が多く、大きな誤解をされている方もいらっしゃいます。</p> <p>子供達がふれ合いの中で命の暖かさや大切さを感じ取ること大切ですが、責任者である大人の学習も不可欠である。</p> <p>10年以上の命ある犬ねこに対しての覚悟を持つべきで「大人の再教育の場」が必用だと思う。</p> <p>校内に捨てられり、迷い込んだねこなどについて、学校で動物愛護教育の一環として里親捜しに取り組んではどうか。</p>	
<p>地域活動の推進</p>	<p>動物虐待や飼主の責任放棄と思えることなどがかなりある。動物愛護推進員のことが皆に理解され、信頼されると活動もしやすくなると思う。</p> <p>「高齢者のみの住宅における病気・死亡等により飼養困難になった場合の対応や未然の防止策を、動物愛護団体、推進委員、民生委員、動物保護センターと協力して構築します。」を追加すべき。</p> <p>我が家の犬は、捨てられていた犬である。このようなことのない社会を願い、養成講座を受講して、動物愛護推進委員として活動したいと思っている。</p> <p>愛護推進委員は具体的にいつ頃を目標とされ、どのような研修で養成し、どのような形で配属を計画され、その位置づけはどのようなのでしょうか。</p> <p>散歩の時、ノーリードも放し飼い行為であることについての認識がない人が多く、自己中心的な飼主への指導が難しい。</p> <p>今後の予定がある動物愛護推進員にある程度権限がないと飼主には馬耳東風です。</p> <p>現状では難しくても5年先の見直し時には不適切な飼主への毅然とした指導、虐待されている動物に対して、保護、治療、再飼養支援の道づくり機能が県動物愛護センターにあって欲しい。</p> <p>県内の動物保護団体・個人の横の連携がとれるようにして欲しい。アニマルポリスの設法が不可欠だと思う。</p>	<p>動物に関する苦情は、地域社会に密着したものが多く、解決に向けては地域が一体となった取組が必要と考えています。</p> <p>このため、今後、地域の動物愛護管理のリーダーとして活躍していただく動物愛護推進員制度の創設を検討しています。</p> <p>いただいた御提言と平成19年11月に動物愛護推進員制度を発足した下関市の取組状況等を参考に、今後、本県の実情に応じた制度について検討してまいります。</p> <p>動物の愛護と適正飼養を推進するためには、県や市町だけでなく、(社)山口県獣医師会を</p>

<p>ボランティア、一般、業者などで多頭飼育している場所を各市町村で把握し、多頭飼育者やボランティアが一般から迫害されないよう、多頭飼育者の生活を守り、同時に不適切な多頭飼育者による被害から近隣住民の生活を守るために、適切な監督、助言、規制を行い、多頭飼育崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐこと。</p> <p>また、行政による審査で認められたボランティアはその能力に応じて、集合住宅であってもその規約に沿う数以上の保護する事を行政により許可すること。</p>	<p>はじめとする関係団体や県民活動団体等との連携・協働が必要と考えています。</p> <p>このため、犬・ねこの譲渡会やしつけ方教室等の動物愛護管理に関する活動を行っている県民活動団体に、必要な情報や啓発資料を提供する等の協力体制を整備することとしています。</p> <p>いただいた御提言を参考に、関係機関と県民活動団体等との連携により地域活動を推進します。</p>
<p>「飼主のいないねこの適正管理についてのガイドラインを作成し、ボランティア、関係団体等の協力を得ながら、避妊去勢手術や普及活動等で地域を支援していきます。」を追加すべきである。</p>	
<p>多頭飼育や野良ねこの餌やりをしている者の内、不妊手術をしていない者へは不妊手術の指導を行い、本人が高齢などで手術のための捕獲や搬送が困難な場合はボランティア等に依頼し、これを代行させ、金銭面での相談・病院の紹介等を行うこと。</p> <p>金銭面や健康面以外の身勝手な理由で、指導を聞かず迷惑行為を繰り返す者へは罰金、動物の所有権剥奪などの措置をとること。</p> <p>また、飼主が高齢や病弱などで、動物の世話が困難となり周囲に著しい迷惑をかけると判断されるほどの多頭飼育者の場合は、適切な数に調整するためにボランティア等によって新しい飼主を探すために保護を依頼すること。</p> <p>この場合かかる費用は本人負担が基本だが、困難な場合は行政からも支援すること。</p>	
<p>住宅地ではなく、公園や河川敷、公共施設など行政管理の土地での飼主のいないねこ対策として、行政内関係部局と施設等の管理者、市町村、ボランティア等が連携し協力して対策に取り組めるよう支援すること。</p> <p>そのような場所はすでにボランティアから問題視されている場合が多いので、ボランティアと連携し、現場の状況把握、ボランティアの活動への支援等を行うこと。</p>	
<p>「動物愛護に関する県民運動を行っている団体の育成を促進し、主要地域すべてに設立を目指します。また動物愛護推進委員及び県内各地の県民運動団体が意見交換を出来る場を提供します。」を追加すべき。</p>	
<p>県内各地個人や団体で活動されている方等との情報ネットワーク構築が不可欠だが、県動物愛護センターが中心となってボランティアとの相互情報公開・交換をすることとして理解してよいか。</p>	
<p>飼主がいてもいなくても、生まれた犬ねこが適正に世話を受けることができているか、県単位で、地元のボランティアと協力して、見ていくしくみができればいいと思う。</p>	
<p>動物の民生委員が各地域にいれば、個人レベルで解決できないことも扱えると思う。</p>	

	<p>住宅街での野良ねこ対策として、地域ねこ活動の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行うこと。</p> <p>また、地域ねこ活動を妨害する人等には、行政が強く指導を行い、その後改善しなければ何らかの罰則を科せられるような条例の改善等を検討すること。</p> <p>地域ねこ活動に反対する人が多い。地域ねこ活動について、行政が「取り組みに協力するように」と強く指導するか、あまりひどい嫌がらせをする場合は刑罰なども与えて欲しい。</p> <p>個人の敷地内で野良ねこへの無責任な餌やりにより、地域で野良ねこが増え、衰弱したり、道で轢かれたりする姿を見る。糞尿の被害もひどい。一時は、不妊手術を自費で行い続け、ねこの数は半減したが、いつの間にか増加した。行政から無責任な餌やりに対する強い指導を行って欲しい。</p> <p>のらねこの不妊手術を行うボランティア活動に対して、行政から支援をして欲しい。また、不適正な飼主への罰則を強化して欲しい。</p>	<p>地域ねこ活動は、自治会内でよく話し合う等により、地域住民の理解と連携のもとに取り組む必要があると考えます。</p>
<p>産業動物・実験動物の適正な取扱い</p>	<p>動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反した者は、氏名・機関名公表と罰則規定を策定すべきである。</p> <p>動物実験はあってはならない。科学の進んだ今日、命あるもので実験をする必要性はないと思う。せめて山口県では即刻、禁止にして欲しい。</p> <p>実験動物に関して「業者がらみの里親なりすまし」闇ルートのようなものが存在しているようだ。ワンワン銀行などで、受け取りには自己申告の住所氏名のみで何ら確認作業もない。 実験動物の業者に渡されないよう慎重に身元確認をして欲しい。</p> <p>実験動物の入手経路についても出来れば把握し、「実験」の大義名分の元、無意味な苦痛や不必要な教育実験が少しでも軽減されるよう国の基準遵守の山口県であって欲しいと願う。</p>	<p>実験動物については、県内の飼養実態が十分把握されていないため、今後飼養実態を把握し、国の基準の徹底を図ってまいります。</p> <p>動物愛護センターでは、適正な飼養についての地域のリーダーとして活躍していただく人に、犬ねこを譲渡しています。</p> <p>市町が行うワンワン銀行においても、適正な飼養管理が可能な者に譲渡されています。</p>
<p>所有者明示措置の推進と災害時対策</p>	<p>マイクロチップについては具体的にどのような装着方法なのか、どのような効力があるのかを広く知らせることが必要である。獣医師にも、マイクロチップの普及をお願いしたい。</p> <p>終生飼育の為には、飼う事を厳しい登録制にして、犬ねこの動きにももう少し敏感に対処し、マイクロチップを義務付ければ、迷い犬・捨て犬は大きく減ってくるのではないかと。</p> <p>マイクロチップは、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進すべきではない。</p> <p>県としてマイクロチップの導入の予定があるのか。その施行予定時期と方法・費用負担について具体的に教えて欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ、マイクロチップについての解説を追加しました。</p> <p>国は、「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」を示し、家庭動物については、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記載した首輪、名札等又は所有者情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、脚環等により所有者明示を勧めています。</p> <p>県においても、非常災害時等</p>

<p>い。</p> <p>装着は予約をすれば県内の獣医でも可能であるが、昨年夏時点でマイクロチップのリーダーは、県センターと保健所に置いてあるが、県内の開業獣医師には置いていない。獣医師もリーダーを備えるべきである。</p> <p>登録すらしていない飼主が多く存在する中で負担の増えるチップをどのような方法で普及をさせていく予定なのか。</p> <p>一部にねこの首輪は習性上そぐわないと反対する人もあるが、まず手軽で安価な割りに確実な「名札と首輪の装着普及」を県としては目指すべきではないかと思う。</p>	<p>における動物の予期せぬ逸走等に備えるため、これらの措置を推進しています。</p> <p>いただいた提言を参考に、市町、(社)山口県獣医師会等関係団体と連携し、所有者明示の措置の普及啓発に努めてまいります。</p>
<p>ねこの登録制度も所有者明示に効果があがると考える。</p>	
<p>迷い犬を少なくするため、単に取り付けができ、消えないような犬の名札があれば、犬を登録する際に、無料で提供してはどうか。</p>	
<p>義務づけられている鑑札の装着が今時の首輪に適していない形状である以上、装着普及向上は望めない。鑑札の形状・素材を変えるか、装着方法を具体的に示すか、全頭マイクロチップを義務づけることに代えない限り難しいと思われる。</p> <p>狂犬病集合予防接種に率先して連れてこられる飼主に直に指導し、場合によってはその場で直接首輪に連絡先を記入してもらっただけでもかなり効果は上がる。</p>	
<p>名札、電話番号をつける運動を広めて欲しい。また、鑑札、注射済票は、首輪から脱落しないように工夫したものを交付して欲しい。</p>	
<p>犬の登録の際に写真も保管し、迷い犬を探す参考にしたリ、鑑札を番号だけでなく、名前と連絡先を記入するよう義務化してはどうか。</p>	
<p>災害時の動物収容に備え重要なケージ飼養経験や集団生活を基本とする犬に不可欠な基本のしつけについて、講義ではなく愛犬との実習の場を設けて欲しい。</p> <p>譲渡会時の子犬の飼主対象の講義や愛護週間のイベントとしてしつけ教室だけではなく、各市町村へ出向いての「出張しつけ教室開催」を望む。</p>	
<p>ペットがいなくなった場合の探し仕方を知らない人が多く事故や捨て犬と間違われたり、危機感が全くない。</p> <p>遺失物法の改正でいなくなってからの命のカウントダウン期間が少なくなったことについて、飼主への具体的な啓発と告知が必用だと思う。</p>	
<p>迷子になった場合、殺処分になってしまうことや迷子になった場合の対処方法をもっと知ってもらふべき。</p> <p>また、迷子札の普及も全くなので、首輪自体に名前、連絡先が記入できるようになっていればいいと思う。</p>	
<p>市町が災害時のペット避難場所を決めて公開してどうか。</p>	<p>災害時対策については、今後地域防災計画等に位置づけるとともに、関係機関、関係団体と、大規模災害に備えた被災動</p>
<p>飼主は、ペットの主治医と日ごろから「災害時のペットの扱いについて、注意点などについて」話し合っておくべき。</p>	

	<p>災害時、緊急に動物の避難などを行わなければならない時は警察はボランティアや動物愛護団体等との連携をとり動物の一時避難等を行う。そのために、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化する。</p>	<p>物の救護体制を検討してまいります。</p>
<p>その他</p>	<p>「 についてはどこがやる」という観点が不足していると感じる。非常にこまめに、しかも多角的に検討をされており、感銘を受けたが、実施主体がぼやけているという感が否めない。計画倒れにならないよう「誰がやるのか」を明確にしていく方向性がもっとうたわれるべきだと思う。</p> <p>計画推進にあたっては、山口県動物愛護センターを中核とするとのことだが、山口県動物愛護センターは職員5名だけの少人数の事業所だと聞いている。客観的にみて、計画を真に実効あるものとするには、山口県動物愛護センターの機能強化が不可欠であると思うが、現在の状況で計画が推進できると考えているのか。</p> <p>計画素案には、大変な内容を載せていただきありがたい。とても良く分析や状況が書かれていて良く理解できた。</p> <p>動物と人間が、いろいろな面で共生できる日が早く来ることを願っている。</p> <p>行政と動物愛護に関わる全ての方々が協力して、不妊・去勢手術やしつけ等の適正飼養の普及啓発に努力し、一刻も早く、一匹でも多く、行政殺処分対象の犬ねこを救出し、生かす努力をしなくてはならない。</p> <p>命の期限は待った無しなので、皆が厳しい現実を直視し、深く考え、大きく声を上げて欲しい。</p> <p>人知れず暗から暗へ葬り去られる犬ねこ達の声なき声をしっかり受け止め、それぞれの人達が、それぞれの立場で今出来る事を、即実行していただきたい。</p> <p>本当の意味での動物愛護が広く県民に浸透するよう切に願う。</p> <p>5年後の本案見直し時期には再飼養支援普及が進み、今現在野良として生きているねこたちが地域ねことして1代限りの命が全う出来る、動物好きも苦手にな人も納得出来る仕組みで人にも動物にも住みやすい山口の基盤が出来ていることを心から願う。</p> <p>公表された計画素案に深く賛同した。また、素案の中の参考資料も大変勉強になった。</p>	<p>本計画に基づき、県民、事業者、関係団体、市町との連携・協働のもとさまざまな課題に取り組むこととしています。</p> <p>動物愛護センターは、情報の発信等その中心的役割を果たすこととなりますが、個々の事業については、それぞれの実施要領等で実施主体を明確して実施してまいります。</p> <p>いただいた御提言を参考に、人と動物の調和のとれた快適な暮らしづくりを進めてまいります。</p>

2 山口県動物愛護センターについて

項目	意見・提言の概要	意見・提言に対する県の考え方
山口県動物愛護センターについて	センターでの収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること。	<p>動物愛護センターには、獣医師を配置し、譲渡動物等の健康管理を行っています。</p> <p>動物の殺処分については、国の指針に基づき、炭酸ガスによる方法を用いています。</p> <p>炭酸ガスは短時間で、鎮静、麻酔効果が得られるため、全国の自治体においてこの方法が用いられています。</p>
	動物の殺処分方法は5年以内に、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行するべき。	
	外国では、注射による処分が主流だそう。ガスによる処分方法を改善すべきだ。また殺処分しない前提の行政体制を貫いて欲しい。	
	止むなく犬ねこを殺処分する場合は、炭酸ガスによる窒息死ではなく、薬剤注射で行って欲しい。もがき苦しみ、首をしめるような方法でなく、静かに逝かせたい。	
	殺処分の仕方についてはよくわからないが、眠るように死ぬことができているのか大変気になる。	
	直ぐには無理と思うが、ガスで苦しんで処分するような事はしないで欲しい。	
	<p>処分をするところではなく、里親や見つかるまで保護する施設にしてほしい。</p> <p>税金をつかうのなら、殺すためにではなく生かすために使って欲しい。そのための予算はもっと増やすべきで、寄付も集めていいと思う。職員だけでは大変だと思うのでボランティアを募集してもいいと思う。</p>	
	<p>成犬、成ねこも譲渡会に出して欲しい。迷子でも一定期間を過ぎても飼主が見つからない場合は譲渡会に出してもいいと思う。</p> <p>また、譲渡会の回数を増やしてもっと人が集まる場所で開催して欲しい。職員だけでは大変だと思うのでボランティアを募集してもいいと思う。</p>	<p>動物愛護センターでは、適正な飼養について地域のリーダーとして活躍していただく人に、講習会を行った上で、健康観察を行った子犬・子ねこを譲渡しています。</p> <p>譲渡は、要領を定めて実施していますが、いただいた御提言を参考に、譲渡会の開催方法、譲渡対象動物について今後検討してまいります。</p>
	<p>センターでの譲渡について、動物の飼養にあたってその動物の習性および食費、ワクチン接種、疾患の治療などで要する金銭的負担を記載した飼養・譲渡マニュアルを作成すること。</p> <p>センターでは譲受希望者が動物の生涯飼育が可能である事を経済面、健康面、年齢等を考慮して審査し、譲渡前の講習、徹底した説明、指導を受けた後での譲渡とすること。</p> <p>譲渡される動物は不妊手術が不可能な幼齢の場合や疾患等で獣医師等の診断により止むを得ないと判断された以外は不妊処置を行う事を義務化とすること。</p> <p>譲渡後も追跡調査を行い、不妊処置の確認と飼育環境の確認は必須事項とし、不妊手術実施率によっては、不妊手術適応年齢を早める事も検討に入れること。</p> <p>また、譲受人、その他動物の飼養者からの飼育に関する相談を受け、必要時は愛護推進委員やボランティアの紹介等すること。</p> <p>一般家庭での里親募集に関しても自己責任で譲渡先を探す</p>	

ように勧めるだけでなく、マニュアルに沿った譲渡を指導する窓口を設けること。ワンワン銀行だけでなく、ねこの譲渡についても同様の取り組みをすべき。

センターで引き取った動物の掲示・抑留期限は最低4週間とする。また、センター収容動物に関する記録と、施設収容の動物死体に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や特徴を可能な限り詳細に記録・保存し、全国規模のネットワークを作り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにすること。

犬ねこ以外の動物や負傷動物も掲示方法を同じとし、飼主が探しやすいようなシステムとする。これらの記録は最低一年は保存する事とする。掲示の方法はインターネットのみに限らず、「県政だより」等の地元の行政広報誌、新聞、ラジオ局、テレビ局等のメディアとも連携を図り、収容動物の返還・譲渡を目的とした掲示法を入れること。

施設に持ち込む飼主には、持ち込みに至るまでの詳細、理由と名前の記入を義務付け、殺処分映像または実際の処分現場を見せる事とする。

持ち込み又は依頼した場合の手数料は、動物病院で安楽死（または譲渡時の諸検査）と同等額とし、飼育費用代金や治療を要するものも別途に追加徴収する。徴収されたものは収容動物のケアやその他かかる費用に当てる。

一方、引取り動物は殺処分ではなく譲渡することを目標にしていくことから、愛護センター内での感染症や寄生虫等の感染を未然に防ぐ事ために、センター内で他の動物と接触させる前に蚤、ダニ、疥癬、しらみ等の駆除、血液検査、検便検査を行うことを義務付けること。

子犬・子ねこだけでなく、成犬・成ねこの譲渡会も、行って欲しい。

再飼養支援への取り組みとして、子犬子ねこだけでなく成犬成ねこも県センターの設備を最大限利用して欲しい。

譲渡会では、ボランティアを募ったり、地域の愛護団体と協力するなどにより、里親に出す犬・ねこ動物の数を少しでも増やして欲しい。

県動物愛護センターに関しての情報発信を行い、その存在を県民に周知徹底し、適正飼育に関する窓口として活動することを追加すべき。

県動物愛護センターでは、譲渡会も開催されており、事故に遭った犬なども保護しているので、「動物愛護管理センター」等への名称変更について検討して欲しい。

愛護センターの職員は、動物好きの人を配置して欲しい。

動物愛護センターでは、啓発機器、図書、展示パネル等による情報提供や、飼養相談等により情報発信を行っています。

今後は、ホームページを活用した情報発信を行うとともに、多くの県民の皆様にご利用していただくよう、周知を図ってまいります。